

【改訂版の発行にあたって】

松本市では、食物アレルギーがある児童・生徒に対して等しく学校給食を提供するために、平成11年1月からアレルギー対応食提供事業を実施しています。

平成20年には公益社団法人日本学校保健会から発行された「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を受け、平成21年3月に松本市版「食物アレルギー対応マニュアル」を作成しました。

また、平成27年2月に長野県教育委員会から「学校における食物アレルギー対応の手引き」が、平成27年3月に文科省から「学校給食における食物アレルギー対応指針」が示されたことを受け、本市においても平成28年3月に従来のマニュアルを見直し、「学校における食物アレルギー対応マニュアル」とし、本市として関係機関協力のもとマニュアル改訂を行いました。

この度の改訂は、前回の改訂より5年が経過し、食物アレルギーに関わる全ての皆様により一層の共通理解を図り、適切な対応のもと安全で安心な学校給食の提供が図られることを目的に、松本市医師会、東京都健康安全研究センター他多くの皆さまのお力添えのもと、実施したものです。

様々なお立場からいただきましたご協力に、改めて感謝と御礼を申し上げます。

令和4年4月

松本市教育委員会 教育長 伊佐治 裕子